

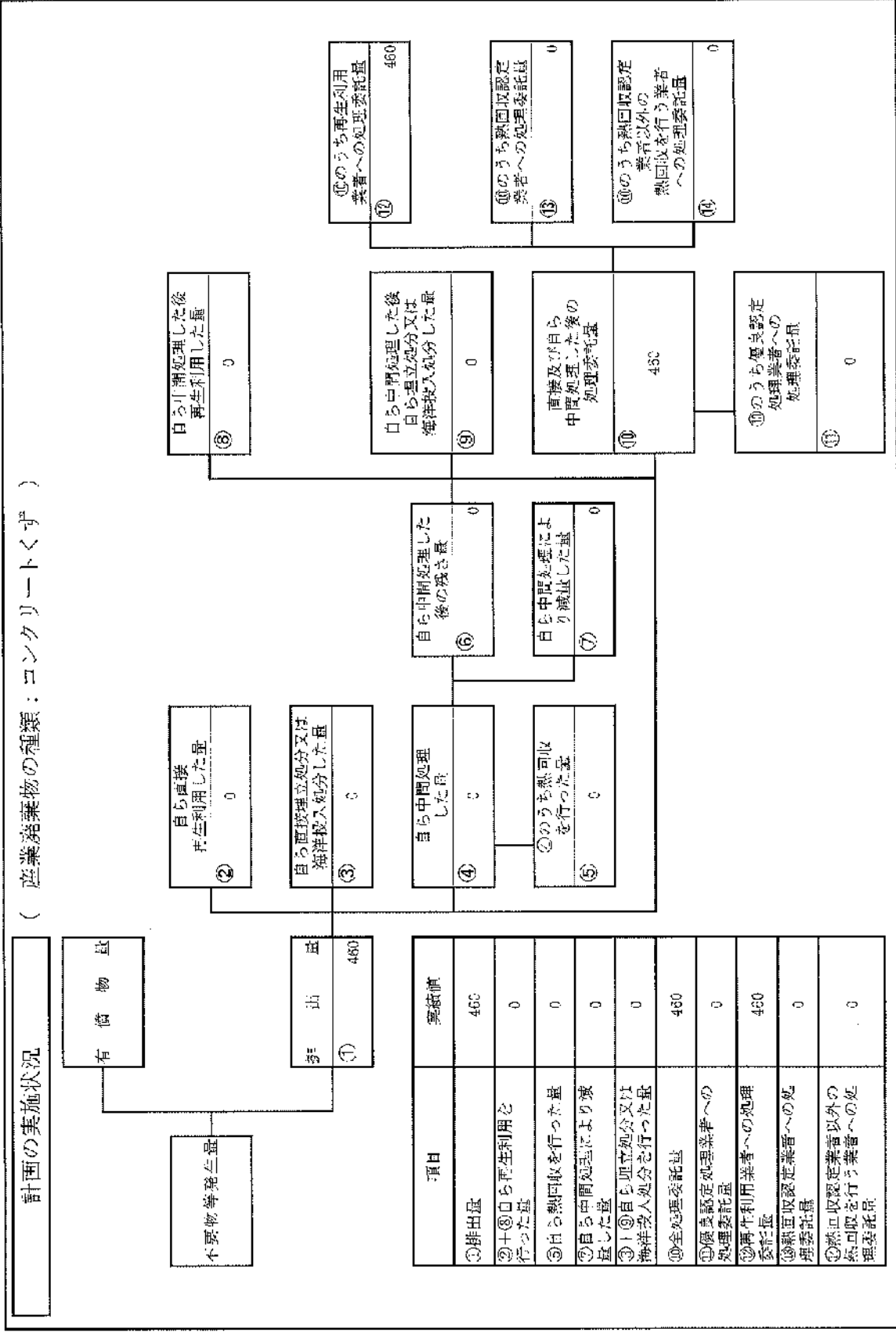
様式第二号の九（第八条の四の六関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
		令和 4年 6月 17日	
愛知県知事殿			
届出者			
住 所 愛知県西尾市吉良町萩原川中59番地			
氏 名 幡豆生コンクリート株式会社			
代表取締役社長 判治 悟史			
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
電話番号 0563-32-0721			
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2022年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。</p>			
事業場の名称	幡豆生コンクリート株式会社		
事業場の所在地	愛知県西尾市吉良町萩原川中59番地		
事業の種類	21 生コンクリート製造・販売		
産業廃棄物処理計画における計画期間	平成3年 4月1日～令和4年 3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	2970 t	全処理委託量	2970 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	2970 t
自ら中置処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
※事務処理欄			

（日本工業規格 A列4番）

(産業廃棄物の種類：コンクリートくず)



項目	実績値
①排出量	460
②+⑩自ら再生利用を行った量	0
③自ら焼却を行った量	0
④自ら中間処理により減じた量	0
③+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
⑩全処理委託量	460
⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	460
⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
㊼+㊽+㊾+㊿	0
㊽+㊾+㊿	0
㊾+㊿	0
㊿	0

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：がれき類)

有 償 物 量

不買物等発生量

② 自ら直接再生利用した量 0

⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量 0

排 出 量
① 2810

③ 自ら直接焼立処分又は海洋投入処分した量 0

⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量 2810

項目	実績値
①排出量	2,810
②+③+⑧自ら再生利用を行った量	0
④自ら熱回収を行った量	0
⑤自ら中間処理により減じた量	0
⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	0
⑩中間処理委託量	2,810
⑪仮長認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	2,810
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
⑮熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
⑯熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
⑰熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
⑱熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
⑲熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
⑳熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㉑熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㉒熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㉓熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㉔熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㉕熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㉖熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㉗熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㉘熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㉙熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㉚熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㉛熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㉜熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㉝熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㉞熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㉟熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㊱熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㊲熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㊳熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㊴熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㊵熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㊶熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㊷熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㊸熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㊹熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㊺熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㊻熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㊼熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㊽熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㊾熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0
㊿熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量	0

⑥ 自ら中間処理した後の残量 0

⑨ 自ら中間処理した後自ら焼立処分又は海洋投入処分した量 0

⑬ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量 0

⑦ 自ら中間処理により減じた量 0

⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 2810

⑭ ⑩のうち熱回収認定業者以外の業者に処理委託した量 0

⑰ ⑩のうち仮長認定処理業者への処理委託量 0

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の列により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。